

### 固定資産税が急に高くなったのですが？

Q

私は、平成28年10月に住宅を新築しましたが、令和2年度分から固定資産税が急に高くなっていますがなぜでしょうか。

A

この質問についての説明は33ページの「家を新築した場合の固定資産税は？」と同じになります。つまり、あなたの場合は、減額期間が3年度分であるため、平成29、30、31年度分の税額は、減額措置を受けていたのですが、減額される期間が過ぎたため令和2年度からは本来の税額で課税されることになったのです。

※減額期間については、31ページをご覧ください。

### 売買した土地・家屋の固定資産税は？

Q

私は、土地と家屋を売りました。令和元年12月に売買契約をし令和2年2月には、所有権移転登記を済ませました。令和2年度の固定資産税は、誰に課税されますか。

A

令和2年度の固定資産税は、売主であるあなたに課税されます。  
固定資産税は1月1日現在所有者として登記されている人に対して、その年度分を課税されることになっています。

したがって、年の途中で土地や建物を売買した場合でも、所有している期間に応じて月割課税されることはありません。

なお、売主と買主の間で固定資産税の負担割合を売買契約上定めていたとしても、税法上の納税義務者に変更はなく、売主と買主の間の問題として処理されるべきものです。

#### 土地・家屋に関する税金Ⅰ ～取得した場合～

|        |           |                                     |
|--------|-----------|-------------------------------------|
| 国<br>税 | 消 費 税     | 家屋を購入した場合（土地にはかかりません）               |
|        | 登 録 免 許 税 | 土地・家屋の所有権移転登記、家屋の所有権保存登記をした場合       |
|        | 相 続 税     | 土地・家屋などを相続した場合                      |
|        | 贈 与 税     | 土地・家屋などの贈与を受けた場合                    |
|        | 印 紙 税     | 土地・家屋の売買や家屋の建築請負などで契約書を作成した場合       |
| 県税     | 不動産取得税    | 土地・家屋などの取得をした場合                     |
| 市税     | 特別土地保有税   | 5,000㎡以上の土地を取得した場合（平成15年度以降は新規課税停止） |

### 家屋の評価が年々下がらないのはなぜ？

Q

私は、20年前に住宅を新築しました。その後の評価替えて評価額は下がると思うのですが、どうでしょうか？

A

家屋の評価額は、評価の時点において、評価の対象となった家屋と同一のものを同一の場所に新築した場合に必要とされる建築費(再建築価格)に、家屋の建築後の経過による損耗を考慮した減価率(経年減点補正率)を乗じて評価額を求めます。(評価額の見直しは3年ごとです。)

したがって、建築費の上昇率が減価率を下回る場合は評価額が下がりますが、逆に上回る場合は評価額が上がるのです。

しかし、評価額が上がる場合は税負担が重くならないよう、評価額を評価替え前の価格に据え置く措置をとっています。このようなことから、固定資産税は、建築以降年々下がるとは限らないのです。

#### 土地・家屋に関する税金Ⅱ ～保有している場合～

|                |           |                                                      |
|----------------|-----------|------------------------------------------------------|
| 市<br><br><br>税 | 固 定 資 産 税 | 1月1日現在、土地・家屋を所有している場合                                |
|                | 都 市 計 画 税 | 1月1日現在、市街化区域内に土地・家屋を所有している場合                         |
|                | 特別土地保有税   | 昭和44年1月1日以後取得した5,000㎡以上の土地を保有している場合（平成15年度以降は新規課税停止） |
|                | 事 業 所 税   | 合計1,000㎡を超える事業所床面積を事業の用に供している場合                      |

### ③軽自動車税（種別割）

#### ◆軽自動車税（種別割）を納める人（納税義務者）

4月1日現在において、原動機付自転車・小型特殊自動車・軽自動車・二輪の小型自動車を所有している人

#### ◆税額

軽自動車の税額は、車種や排気量によって異なっており、1台につき次の表のように決まっています。

#### ・原動機付自転車及び2輪車等

| 車 種               |                     | 税 額      |          |
|-------------------|---------------------|----------|----------|
|                   |                     | 平成27年度まで | 平成28年度から |
| 原動機付自転車           | 50cc以下              | 1,000円   | 2,000円   |
|                   | 50cc超 ～ 90cc以下      | 1,200円   | 2,000円   |
|                   | 90cc超 ～ 125cc以下     | 1,600円   | 2,400円   |
|                   | ミニカー                | 2,500円   | 3,700円   |
| 小型特殊自動車           | 農 耕 作 業 用           | 1,600円   | 2,400円   |
|                   | そ の 他 の も の         | 4,700円   | 5,900円   |
| 軽 自 動 車           | 2 輪（125cc超～250cc以下） | 2,400円   | 3,600円   |
|                   | 専ら雪上を走行するもの         | 2,400円   | 3,600円   |
| 2 輪の小型自動車（250cc超） |                     | 4,000円   | 6,000円   |

#### ・4輪以上及び3輪の軽自動車

平成26年度以前に新規検査を受けた車両については「次表①」の税額となり、平成27年度以後に新規検査を受けた車両については「次表②」の税額となります。

なお、平成28年度以後の賦課期日（毎年4月1日）現在において、新規検査を受けてから13年を超える車両については「次表③」の税額となります。

| 車 種  |       |     |     | 税 額                |                   |             | グリーン化特例       |                 |              |
|------|-------|-----|-----|--------------------|-------------------|-------------|---------------|-----------------|--------------|
|      |       |     |     | ①平成27年3月31日以前の新規検査 | ②平成27年4月1日以後の新規検査 | ③新規検査から13年超 | 電気自動車・天然ガス自動車 | 燃費性能が大きく優れているもの | 燃費性能が優れているもの |
| 軽減率  |       |     |     |                    |                   |             | 75%軽減         | 50%軽減           | 25%軽減        |
| 軽自動車 | 3 輪   |     |     | 3,100円             | 3,900円            | 4,600円      | 1,000円        | 2,000円          | 3,000円       |
|      | 4 輪以上 | 乗 用 | 自家用 | 7,200円             | 10,800円           | 12,900円     | 2,700円        | 5,400円          | 8,100円       |
|      |       |     | 営業用 | 5,500円             | 6,900円            | 8,200円      | 1,800円        | 3,500円          | 5,200円       |
|      |       | 貨 物 | 自家用 | 4,000円             | 5,000円            | 6,000円      | 1,300円        | 2,500円          | 3,800円       |
|      |       |     | 営業用 | 3,000円             | 3,800円            | 4,500円      | 1,000円        | 1,900円          | 2,900円       |

### ◆グリーン化特例（1年間に限り税率が軽減）

- ・ 75%軽減・・・電気自動車及び天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。または平成30年排出ガス規制に適合するもの。）
- ・ 50%軽減・・・乗用のもので令和2年度燃費基準30%向上達成車、貨物のもので平成27年度燃費基準35%向上達成車。
- ・ 25%軽減・・・乗用のもので令和2年度燃費基準10%向上達成車、貨物のもので平成27年度燃費基準15%向上達成車。

（注）電気自動車等を除き、いずれも平成30年排出ガス基準50%低減達成車または、平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。

### ◆納税の方法

税額等を記載した納税通知書を、5月上旬に納税義務者に送付します。これにより、6月1日までに納付します。

### ◆減免について

身体又は精神に障がいを有し歩行が困難な方が所有する軽自動車等については、1人1台に限り、申請により軽自動車税（種別割）が免除されます。

※自動車税種別割（県税）の減免を申請した場合は該当しません。

※軽自動車税環境性能割の減免申請とは別に、軽自動車税（種別割）の減免を申請する必要がありますので、忘れないよう注意が必要です。

※減免の申請期間は、納期限前7日までとなり、毎年申請する必要があります。

### 廃車をしても税金はかかるの？

Q

4月20日に軽自動車を買換えましたが、5月初めに送られてきた納税通知書には前の車のナンバーが書かれていました。前の車は廃車しているのに税金を納めなくてはならないのですか。また、新しい車の税金は納めなくてもよいのでしょうか。

A

軽自動車税(種別割)は、その年の4月1日に軽自動車を所有している人にかかります。あなたの場合は、4月1日現在で前の車を所有していたので今年の軽自動車税(種別割)は前の車でかかり、新しい車に税金はかかりません。

また、軽自動車税(種別割)は自動車税種別割(県税)と異なり、月割りで計算する課税制度がありません。たとえ1ヶ月しか登録がなくても、4月1日に所有していれば年額納めるようになります。

### 転出する場合の原動機付自転車の手続きは？

Q

私は来月に市外へ転出する予定ですが、転出先で現在所有している50ccのバイクを使いたいと思います。どのような手続きをとればよいでしょうか。

A

まず、いわき市で廃車の手続きをしてください。その際必要なものとして、ナンバープレート(車体からはずしてください)、標識交付証明書、あなたの印鑑をお持ちのうえ、市役所市民税課、または各支所税務担当窓口へお越しください。

廃車の手続きが済みますと廃車申告受付書をお渡ししますので、これをお持ちのうえ、転出先の市町村で登録の手続きをしてください。

軽自動車・バイクの手続きを行う場所(車種に応じて次のとおりです)

| 車 種                                                | 届 出 場 所                                 |
|----------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 原動機付自転車(125cc以下のバイク・ミニカー)                          | 市民税課市民税第三係、各支所<br>(税務事務所又は税務担当)         |
| 小型特殊自動車(農耕用・その他)                                   |                                         |
| 2輪の軽自動車(125cc超250cc以下のバイク)<br>2輪の小型自動車(250cc超のバイク) | 東北運輸局ヘルプデスクいわき自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2016 |
| 4輪の軽自動車                                            | 軽自動車検査協会コールセンター<br>☎050-3816-1838       |

### バイクを譲り受けた時の手続きは？

Q

市外の友人から中古のバイク(50cc)を今年の10月に譲ってもらいました。どういった手続きが必要でしょうか。

A

名義の変更が必要になります。まず、前の所有者にナンバープレートの交付を受けた市町村に廃車届を出してもらいます。次にあなたの名前で申請書に押印し、譲り受けたことを証する書類を添えて市役所へ提出してください。

なお、前の所有者の住所・氏名が分かる標識交付証明書と印鑑、ナンバープレートがあれば、廃車届と名義変更の手続きを市役所で同時に行うことができます。

### バイクが盗難にあったときは？

Q

バイクが盗難にあったのですが、どうしたらいいですか。

A

まず、警察署に盗難届を出してください。そして、印鑑を持って車種に応じた届出場所へナンバープレート紛失に関する届出をしてください。

手続きをされないと、盗難されたにもかかわらずいつまでもそのバイクに税金が課税されてしまいます。

#### 自動車に関する税金

| 税 目 |            | 税 金 の 内 容                                    |
|-----|------------|----------------------------------------------|
| 国 税 | 自動車重量税     | 新車購入時及び継続車検時に納めます。                           |
|     | 消費税        | 購入者が負担し、事業者が納めます。                            |
| 県 税 | 自動車税環境性能割  | 取得の際1回限り納めます。従前の自動車取得税。令和元年10月1日より名称が変わりました。 |
|     | 自動車税種別割    | 毎年その所有者が納めます。従前の自動車税。令和元年10月1日より名称が変わりました。   |
| 市 税 | 軽自動車税(種別割) | 毎年その所有者が納めます。令和元年10月1日より名称が変わりました。           |
|     | 軽自動車税環境性能割 | 取得の際1回限り納めます。令和元年10月1日より名称が変わりました。           |

※ 軽自動車税の環境性能割は、当分の間、福島県が賦課徴収を行います。